

# 入札説明書

## | 「入札に関する条件」及び「注意事項」

### (1) 業務名

「長崎県水産業振興基本計画」デザイン等業務委託

### (2) 仕様

別添仕様書のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### (4) 入札書の提出場所及び受領期限等

[提出場所] 長崎県 水産部 漁政課

[受領期限] 令和8年2月6日（金）午後5時まで

[提出方法] 直接持参、又は郵送（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便による。  
上記期限必着。）で行うこと。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵送遅延が発生した場合、必要に応じて郵送遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

この場合、入札参加者へ開札の延期について通知する。

### (4) 入札書の開札日時及び場所

[開札日時] 令和8年2月9日（月）午後4時30分 開始

[開札場所] 長崎県庁行政棟1階入札室（長崎市尾上町3番1号）

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の(3)の部局に確認すること。

開札は、入札者又は代理人の立会いのもと行う。

### (5) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに「質問書（別紙1）」を郵送又はFAXにて提出すること。なお、提出後に確認のために必ず電話すること。

[提出場所] 長崎県 水産部 漁政課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL: 095-895-2816 (直通)

FAX: 095-827-2341

[提出期限] 令和8年1月29日（木）午後5時

※ 回答については、質問書提出者に対して令和8年2月2日（月）午後5時までにFAXにて回答するとともに、すべての入札参加希望者あてにFAXにて共有します。

※ 技術提案書提出及び入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

### (6) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができないこと。
- エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
- オ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないとこと。
- カ 再度の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・入札書は下記のとおり2重封筒で提出すること。
  - ① 内封筒には入札書のみを入れ、封筒に入札業務名、開札日、商号又は名称、代表者名を記入してください。
  - ② 郵送用の外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れ、封かんのうえ、封筒に、入札の公告に示す担当部局名、会社名、代表者名、連絡先を記入してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印することとしてください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

(7) 技術提案書の作成方法等

ア 作成要領

別添「技術提案書作成要領」のとおり

イ 提出期限

令和8年2月4日（水）午後5時まで

ただし、持参する場合の受付時間は平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までは除く。）とする。

ウ 提出場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県 水産部 漁政課

エ 提出方法

(ア) 技術提案書は提出場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。電話、FAX又は電子メールによる提出は認めない。技術提案書を郵送する場合は、包装の表に「技術提案書在中」と明記すること。

(イ) 理由のいかんによらず、技術提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

(ウ) 入札者は、その提出した技術提案書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

オ 技術提案書の審査

(ア) 提出された技術提案書は、別に定める「落札者決定基準」に示す評価基準に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、長崎県において審査し、基礎点が基準に達した技術提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。

(イ) 技術提案書の審査結果は、開札後、1の(13)のとおり県ホームページに掲載する。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

・令和5年4月1日から入札日の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するものを2件提出したとき。なお、契約を証明するものとは、締結した契約書の写しとし、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、最低でも100万円を超える金額の契約締結の証明が必要。）

(イ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(ウ) 入札保証金は、次の方針により納付すること。

・入札保証金を納付する場合は、令和8年1月29日（木）午後5時までに、2の(3)の部局へ「入札保証金納付申出書（別紙2）」を提出すること（郵送可・必着）。

・入札保証金納付申出書を受領後、長崎県水産部漁政課より納付書を送付する。

・納付を確認するため、「入札保証金納入届出書（別紙3）」に金融機関の領収済印が押印された領収書の写しを添えて、令和8年2月9日（月）の入札開始前までに2の(3)の部局に持参又は郵送（必着）すること。

(エ) 注意事項

・入札保証期間の終期は、契約締結が見込まれる日（落札決定日から当日を含め5日目（県の休日を除く））までとしてください。

・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

・入札保証金は、消費税及び地方消費税を含んだ契約希望金額の100分の5以上の金額を納付する必要があるため、例えば、1,000千円で入札する場合は、契約希望金額は1,100千円となり、入札保証金は55千円となる。入札保証金を入札金額の100分の5で計算して納付した場合は、909,090円までしか入札できず、1,000千円の入札は無効となる。

・入札保証金の免除手続きについては、「入札保証金免除申請書（別紙4）」を令和8年2月4日（水）午後5時までに2の(3)の部局に持参又は郵送（必着）すること。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

・令和5年4月1日から入札日の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを2件以上提出したとき。なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、最低でも100万円を超える金額の契約の履行完了の実績の証明が必要。）

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(9) 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(10) 入札の無効

入札公告「9 入札の無効」のとおり

(11) 開札

ア 開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ 1回目の開札で、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者がいなかったときは、3回を限度として、再度の入札を行う。3回までに決定しない場合は、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）が最も高い者と見積の協議を行う場合がある。

(12) 落札者の決定方法

別に定める「落札者決定基準」のとおり

(13) 入札結果等の公表

入札結果については、技術評価点、価格評価点、総合評価点すべてを公表する。また、予定価格についても、入札結果と併せて公表する。

(14) 契約書の作成等

ア 落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

イ 総合評価において評価された項目については、原則としてすべて契約の内容とすることとし、その履行を確保すること。履行されない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる場合がある。

ウ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めによるものであること。

(15) 競争入札の参加資格

競争入札の参加者の資格等（告示）のとおり

## 2 その他

(1) 技術提案書に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。また、提出した技術提案書については、返却しない。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 当該契約事務に関する担当部局

[住所] 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

[名称] 長崎県 水産部 漁政課 企画調整担当

[電話] 095-895-2816（直通）

(4) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和8年1月22日（木）までの間（県の休日を

除く)

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

[住所] 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

[名称] 長崎県 水産部 漁政課 企画調整担当

[電話] 095-895-2816（直通）

なお、申請書は県のホームページから入手することもできる。